

証券コード：198A

2024年8月7日

(電子提供措置の開始日 2024年8月5日)

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目10番5号

P o s t P r i m e 株式会社

代表取締役 高橋 ダニエル 圭

第5回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第5回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第5回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://corp.postprime.com/ir>

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「P o s t P r i m e」又は「コード」に当社証券コード「198A」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年8月26日（月曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年8月27日（火曜日）午前12時
2. 場 所 東京都港区虎ノ門一丁目10番5号 当社本社会議室
3. 目的事項
報告事項 第5期(2023年6月1日から2024年5月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件
決議事項 議案 監査役の報酬額改定の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

事業報告

(2023年6月1日から
2024年5月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度における我が国の経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、緩やかな回復傾向である一方で、ロシア・ウクライナ危機の長期化や、エネルギーや食料品を中心とした物価の上昇、世界的な金融資本市場の変動等の影響によって、引き続き先行きが不透明な状況が継続しております。

このような状況の下、当社では、中長期的な企業価値の向上と持続的成長の実現に向け、当社が主力事業として運営するSNS「PostPrime」において、より多くのユーザーに利用していただけるようにするため、ユーザーにとって魅力的かつ有益な新機能や新サービスの開発に継続的に取り組んでおります。

当事業年度においては、AI アニメキャラクター、投票・チャートの全機能を使用できるプラチナ・メンバーシップ、プライムクリエイターまたは当社アカウントが金融・経済等の知見・ノウハウをまとめた動画等のコンテンツを一般ユーザーが購入することができるサービスである「コース」をリリースするとともに、既存サービスの改善に取り組みました。

以上の結果、当事業年度における売上高は、945,278千円、営業利益は351,016千円、経常利益は383,667千円、当期純利益は263,154千円となりました。

なお、当社は金融・経済情報プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中の設備投資の総額は3,941千円であり、その主な内容は、業務用パソコン等の取得であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 既存事業の収益機会の拡大及び収益機会の創出

当社は、クリエイターを含むユーザーのための SNS「PostPrime」を運営することで、主に「プライム登録売上」、「アフィリエイト売上」及び「メンバーシップ売上」という3種類の収益を得ております。SNS「PostPrime」への新たな機能追加や各種マーケティング活動を通して、競合企業との差別化、新規のクリエイター・ユーザーの獲得、及び既存ユーザーの満足度向上に向けた機能改善・サービス運営等を推進することで収益機会の拡大を図ってまいります。

② サービス健全性の維持・改善推進

当社は不特定多数のユーザーによるオンライン上のコミュニケーションの場として SNS「PostPrime」が活用されていることの重要性とリスクを十分理解した上で、クリエイター、ユーザーが共に安心してコミュニケーションを楽しめるよう、プラットフォームの健全性維持・改善を常に最重要視しております。具体的には、クリエイター、ユーザーに対する啓蒙活動推進、投資助言とみなされる行為、著作権違反、第三者の名誉、プライバシーその他の権利を侵害しうる行為が生じないための取り組み、社内外のモニタリング体制の強化等の施策を行っております。当社では、今後もサービスの健全性維持・改善を推進するための体制強化を継続してまいります。

③ システムの安定性確保

当社の主要事業におきましては、インターネット上にてサービス提供を行っている関係上、安定した事業運営を行うために、新規・既存サービスの成長等に伴うアクセス数の増加を考慮したシステムの安定性確保に取り組んでまいります。

④ 事業推進体制の強化

今後の事業拡大及び収益基盤の強化を図るにあたり、専門性の高い優秀な人材の確保及び在籍する人員の育成に注力し、有効かつ効率的な事業運営を意識しつつ、事業規模に応じた組織、推進体制の整備を進めてまいります。

開発部門においては、複数のプラットフォーム・機能別チームがそれぞれ裁量をもってサービスの企画・開発に取り組むことで開発効率を高いレベルに保ちながら、それぞれの責任を明確化することで開発品質を担保し、各種ツールを活用した

情報の可視化などにより定量的なデータに基づいて迅速な分析・意思決定を行う体制を推進してまいります。

また、マーケティング・カスタマーサポート部門においては、ユーザー数の増加に対して効率的に対応していく体制の強化が重要となります。具体的には、データ分析や各種ツールを活用しながら、新規ユーザー層獲得のための適切なマーケティングの実施、及び既存ユーザー層の満足度を継続的に向上すべく、コミュニティの快適性、安全性を低下させる問題となりえる投稿・ユーザーの発見、及び対応を早期化し、サービスの健全性を維持できる体制を強化してまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

当社は、現在も成長途上にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。

そのため、コーポレート業務のさらなる整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。具体的には、コンプライアンス・リスク管理委員会を中心として、業務運営上のリスクを適時適切に把握した上でリスク管理を行い、定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実等を図ってまいります。

⑥ 情報管理体制の強化

当社は、SNS「PostPrime」のサービス運営を通して、個人情報を含む多くの機密情報をユーザーよりお預かりし、保有しております。特にプライムクリエイターに対してロイヤリティーを支払う上で、本人確認のための個人情報の提供を義務付けていることから、これら情報管理の重要性については十分に認識しております。

個人情報等の機密情報管理につきましては、ISMS 認証の取得・維持、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備等により、今後も引き続き、情報管理体制の強化を推進してまいります。

⑦ 当社ブランドの知名度向上

当社は、これまで新聞・テレビ・雑誌等のマスメディア向け広告には大きく注力しておらず、SNS「PostPrime」のユーザーによるクチコミとソーシャルメディアの有効活用により、新規ユーザーの獲得、および既存ユーザーの離脱防止を図ってま

いました。

しかしながら、当社の掲げるミッションの達成、既存事業の更なる拡大、新規事業の開発と育成、及び競合企業との差別化を図るにあたり、当社サービスであるSNS「PostPrime」のブランド構築および強化が重要であると認識しており、費用対効果を慎重に検討の上、適切な広告宣伝及びプロモーション活動を通して、当社ブランドの知名度向上を推進してまいります。

⑧ 事業拡大を支える財務基盤の構築

当社は、これまで金融機関からの借入実績はなく、資金需要は自己資金及び営業活動によるキャッシュ・フローを源泉とした手許資金にて対応してまいりましたが、今後の事業拡大及び上記事業上の課題に対する対処等により、より大きな資金需要が生じる可能性があります。

そのため、十分な手許資金の確保を可能とすると同時に、資金調達方法を多様化させる観点から、今後は、金融機関との良好な関係を構築し借入等による資金調達の可能性を検討してまいります。

(5) 財産および損益の状況

区 分	第 2 期 (2021 年 5 月期)	第 3 期 (2022 年 5 月期)	第 4 期 (2023 年 5 月期)	第 5 期 (当事業年度) (2024 年 5 月期)
売上高 (千円)	205,858	644,380	787,137	945,278
経常利益 (千円)	318,501	419,574	260,515	383,667
当期純利益 (千円)	206,707	200,848	186,098	263,154
1 株当たり当期純利益 (円)	20.67	20.08	18.61	26.32
総資産 (千円)	351,510	529,510	918,037	1,279,535
純資産 (千円)	215,137	419,161	605,554	868,408

(注) 1. 1 株当たり当期純利益は期中平均発行済み株式数により算出しております。

2. 当社は、2024 年 1 月 26 日付で普通株式 1 株につき 10 株の株式分割を行っておりますが、第 2 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり当期純利益を算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

④ その他

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2024年5月31日現在)

事業区分	事業内容
金融・経済情報プラットフォーム事業	SNS プラットフォーム「PostPrime」の企画、開発、運営

(8) 主要な営業所 (2024年5月31日現在)

本社	東京都港区
----	-------

(9) 従業員の状況 (2024年5月31日現在)

従業員数	前期末比増減
22 (2.0) 名	7 (1.0) 名

(注) 1. 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。) は、1年間の平均人員を () 外数で記載しております。

(10) 主要な借入先 (2024年5月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2024年5月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 40,000,000 株

(2) 発行済株式総数 10,000,000 株

(3) 株主数 2名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
DAN TAKAHASHI LLC	9,000,000 株	90 %
高橋ダニエル圭	1,000,000 株	10 %

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

- ① 2024年1月12日開催の取締役会決議に基づき、2024年1月26日付をもって株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は9,000,000株増加し、10,000,000株となっております。
- ② 2024年1月26日開催の臨時株主総会において、2024年1月26日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日		2022年5月30日	2023年5月30日
新株予約権の数		25,000個	700個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 250,000株 (新株予約権1個につき 10株)	普通株式 7,000株 (新株予約権1個につき 10株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 115円 (1株当たり 11.5円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 10円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 3,600円 (1株当たり 360円)	新株予約権1個当たり 3,600円 (1株当たり 360円)
権利行使期間		2022年6月2日から 2032年5月31日まで	2023年6月2日から 2033年5月31日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を 除く)	新株予約権の数 25,000個 目的となる株式数 250,000株 保有者数 2名	—
	社外取締役	—	—
	監査役	—	新株予約権の数 700個 目的となる株式数 7,000株 保有者数 2名

		第 6 回新株予約権
発行決議日		2023 年 5 月 30 日
新株予約権の数		53,700 個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 537,000 株 (新株予約権 1 個につき 10 株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込みは 要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 3,600 円 (1 株当たり 360 円)
権利行使期間		2025 年 5 月 31 日から 2033 年 5 月 30 日まで
行使の条件		(注) 3
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を 除く)	新株予約権の数 12,500 個 目的となる株式数 125,000 株 保有者数 2 名
	社外取締役	新株予約権の数 700 個 目的となる株式数 7,000 株 保有者数 2 名

(注) 1. 以下のとおりとなります。

- ①新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。
 - (a) 3,600 円（ただし、定められた払込金額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第 199 条第 3 項・同第 200 条第 2 項に定める「特に有利な金額である場合」および普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
 - (b) 3,600 円（ただし、定められた払込金額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合、3,600 円（ただし、定められた払込金額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、資本政策目的で行われる取引又は株主間における株式の異動などにより、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降いずれかの日において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 6 ヶ月平均値が 3,600 円（ただし、定められた払込金額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。
- ②次に掲げる期間において、次に掲げる割合を上限として行使することができるものとする。ただし、各期間において行使可能な本新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。
 - (a) 株式公開日から株式公開日後 1 年を経過する日の前日まで
割当数の 33%
 - (b) 株式公開日後 1 年を経過する日から株式公開日後 2 年を経過する日の前日まで
割当数の 66%
 - (c) 株式公開日後 2 年を経過する日から 2032 年 5 月 31 日まで
割当数の全て
 - (d) 上記 (a) から (c) の定めにかかわらず、株式公開日及び 2031 年 5 月 31 日のいずれか遅い日以降は、割り当てられた全ての本新株予約権を行使することができる。
- ③新株予約権者は、②に掲げる期間において定める割当数の割合を上限として行使するための条件として、各期間の開始時点において、当社または当社の関係会社の取締役であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があることを取締役会が参加できる取締役の全会一致で承認した場合はこの限りではない。
- ④新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所へ上場された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。
- ⑤新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑥本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑦各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

⑧その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

(注) 2. 以下のとおりとなります。

- ①新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。
 - (a) 3,600円（ただし、定められた払込金額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」および普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
 - (b) 3,600円（ただし、定められた払込金額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、3,600円（ただし、払込金額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、資本政策目的で行われる取引又は株主間における株式の異動などにより、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降いずれかの日において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の6ヶ月平均値が3,600円（ただし、定められた払込金額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。
- ②次に掲げる期間において、次に掲げる割合を上限として行使することができるものとする。ただし、各期間において行使可能な本新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。
 - (a) 株式公開日から株式公開日後1年を経過する日まで
割当数の25%
 - (b) 株式公開日後1年を経過する日から株式公開日後2年を経過する日まで
割当数の50%
 - (c) 株式公開日後2年を経過する日から株式公開日後3年を経過する日まで
割当数の75%
 - (d) 株式公開日後3年を経過する日から株式公開日後4年を経過する日まで
割当数の100%
- ③新株予約権者は、②に掲げる期間において定める割当数の割合を上限として行使するための条件として、各期間の開始時点において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員であることを要する。ただし、同条件を充足しない場合においても、取締役会が参加できる取締役の全会一致で、割当数の全部又は一部の行使を認めることができる。
- ④新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所へ上場された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。
- ⑤新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑥本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑦各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑧その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

(注) 3. 以下のとおりとなります。

- ①新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社子会社もしくは当社の関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- ②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ④新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めない旨の決議をすることができる。
- ⑤新株予約権者が当社、当社グループの従業員である場合において、本新株予約権者が当社グループの就業規則に違反して制裁を受けた場合には、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めない旨の決議をすることができる。
- ⑥本新株予約権者が当社グループの役員（定義は会社法にしたがう。）である場合において、本新株予約権者が当社グループとの間の委任契約に違反した場合、又は当社グループの役員規程その他の社内諸規則等に違反した場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めない旨の決議をすることができる。
- ⑦ベスティング等
本新株予約権は、以下の(a)乃至(c)に記載するエグジット事由が発生した場合に、(a)乃至(c)にそれぞれ記

載した割合に相当する個数（1個未満の本新株予約権については、これを切り上げる。以下同様。）についてベスティングされる。なお、(a)乃至(c)のベスティングは、独立して発生し、本新株予約権者に対して割り当てられた本新株予約権の個数を上限として通算される。

(a) 上場エグジットによるベスティング

上場エグジットに該当する場合、次に掲げる期間ごとに、次に掲げる割合に相当する個数を上限としてベスティングされる。

(ア) 2025年5月31日と株式公開日のいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）から権利行使開始日後1年を経過する日まで

割当数の25%

(イ) 権利行使開始日後1年を経過した日から権利行使開始日後2年を経過する日まで

割当数の50%（(ア)において行使可能となった割合を含む）

(ウ) 権利行使開始日後2年を経過した日から権利行使開始日後3年を経過する日まで

割当数の75%（(イ)において行使可能となった割合を含む）

(エ) 権利行使開始日後3年を経過した日から権利行使開始日後4年を経過する日まで

割当数の100%（(ウ)において行使可能となった割合を含む）

(オ) 上記(ア)乃至(エ)の定めにかかわらず、株式公開日及び2032年5月31日のいずれか遅い日以降は、割り当てられた全ての本新株予約権を行使することができる。

(b) 許容資金調達によるベスティング

当社が、(i)許容資金調達を行った上で、(ii)資金調達の実現のために役職上期待される職責を果たしたことについて取締役会が合理的な裁量において決定した場合には、本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち10%に相当する個数がベスティングされる。

(c) Drag エグジット又は Tag エグジットによるベスティング

当社が、(i)本契約締結日から2030年12月31日までの期間において、(ii)時価総額70億円以上のバリュエーションを前提として、(iii)Drag エグジット又は Tag エグジットが発生した場合において、(iv) Drag エグジット又は Tag エグジットの実現のために役職上期待される職責を果たしたことについて、取締役会が合理的な裁量において決定した場合、本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち30%に相当する個数がベスティングされる。

⑧本新株予約権者が次の各号のいずれかに該当した場合、当該時点以降のベスティング割合（本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうちベスティングされる本新株予約権の割合をいう。以下同様。）は0とする。ただし、取締役会は、その合理的な裁量により、上記3. ⑦に定めるベスティング割合以下の割合で、全部又は一部のベスティングを認めることが出来る。

(a) 本新株予約権者が、第三者から差押、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、民事再生手続開始の申立てを受けた場合

(b) 本新株予約権者が、自ら破産手続開始、民事再生手続開始の申立てをした場合

(c) 前各号のほか、本新株予約権者の財政状態が著しく悪化したと見られる客観的な事由が生じた場合

(d) 本新株予約権者が当会社グループの従業員である場合において、本新株予約権者が当会社グループの就業規則に違反して制裁を受けた場合

(e) 本新株予約権者が当会社グループの役員（定義は会社法にしたがう。）である場合において、本新株予約権者が当会社若しくは当会社の子会社との間の委任契約に違反した場合、又は当会社グループの役員規程その他の社内諸規則等に違反した場合

(f) 当会社グループの取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれの地位も失った場合、又は本新株予約権者が死亡した場合

⑨本新株予約権者が保有するベスティング済みの本新株予約権は、エグジット事由のいずれかに該当する場合に限り権利行使できる。各エグジット事由に該当する場合における、本新株予約権者が本新株予約権を行使することが可能となる最初の日（以下「権利行使可能日」という。）及び権利行使可能日以降において権利行使をすることができる本新株予約権の数の上限（以下「権利行使可能新株予約権数」という。）は、以下のとおりとする。

エグジット事由の種類	権利行使可能日	権利行使可能新株予約権数
上場エグジット	(i)上場日（但し、上場日においてベスティングされていない本新株予約権については、そのベスティングされる日）及び(ii)行使期間の始期のうち、いずれか遅く到来する日	本新株予約権を行使する日において本新株予約権者にベスティング済みの本新株予約権の全部
Drag エグジット	(i)現支配株主が保有する本株式の譲渡実行日及び(ii)行使期間の始期のうち、いずれか遅く到来する日	現支配株主から第三者への本株式の譲渡の実行日において本新株予約権者にベスティング済みの本新株予約権の全部
Tag エグジット	(i)Tag エグジットに該当することとなる本株式の譲渡実行日及び(ii)行使期間の始期のうち、いずれか遅く到来する日	現支配株主から第三者への本株式の譲渡の実行日において、①本新株予約権者にベスティング済みの本新株予約権の数に②譲渡対象割合（当該

		<p>時点において現支配株主が保有する本株式の数のうち、当該譲渡の対象とした本株式の数の占める割合をいう。) を乗じた数に相当する本新株予約権の数 (1 個未満の端数については、これを切り捨てる。)。但し、本覚書に規定する売却参加請求権 (Tag Along) に基づき売却可能な範囲に限る</p>
--	--	---

⑩本新株予約権者が保有するベスティング済みの本新株予約権は、本新株予約権の行使時点において、本新株予約権者が当会社グループの取締役、監査役、執行役員又は従業員である場合に限り権利行使ができる。但し、当会社の取締役会が合理的な裁量により権利行使を認めた場合は、この限りでない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役	高橋 ダニエル 圭	—
取締役 ビジネスグループ リーダー	ヴー ヴァン チュ ン	—
取締役 コーポレートグループ リーダー	羽鳥 有紀彦	—
取締役	グエン ヴ タン トウ ン	H2 Corporation 株式会社 取締役
取締役	坂本 大典	株式会社チイキズカン（現・株式会社クロ スローカル） 代表取締役社長 株式会社マインドフルネス 取締役 株式会社ローカル大学 取締役 株式会社イングリッシュバンジュー 代表取締 役 インタラクティブ株式会社 社外取締役 株式会社 SHONAI 取締役
常勤監査役	安原 陽子	—
監査役	西本 俊介	インバウンドテクノロジー株式会社 社外監 査役 株式会社 Photosynth 社外監査役 株式会社ピカパカ 社外取締役 株式会社ユナイテッドウィル 社外監査役 Cake. jp 株式会社 社外監査役 グロービング株式会社 社外監査役 株式会社イトクロ 社外取締役
監査役	古川 賢隆	株式会社レジェンダ 内部統制室長 レジェンダ・コーポレーション株式会社 管 理部長（兼務出向）

(注) 1. 取締役のグエンヴタントウン及び坂本大典は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 監査役の安原陽子、西本俊介及び古川賢隆は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 監査役安原陽子は経理実務経験及び豪州公認会計士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 監査役西本俊介は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。

5. 監査役古川賢隆は、内部統制、内部管理体制、金融機関における情報システム及び情報管理に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は、2023 年 8 月 30 日開催の定時株主総会にて決議された報酬総額の範囲内で、役員報酬に関する内規に基づき、同業他社の水準、業績、従業員給与と均衡、各取締役に求められる職責及び能力等を考慮の上、取締役会で決定することとしており、各人の報酬額は 2023 年 8 月 30 日開催の取締役会で決定しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の年間報酬総額は、2023 年 8 月 30 日開催の定時株主総会において年額 1 億 5 千万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は 5 名（うち社外取締役 2 名）です。

監査役の年間報酬総額は、2023 年 8 月 30 日開催の定時株主総会において年額 10 百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は 3 名（うち社外監査役 3 名）です。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	79,540 (2,600)	79,540 (2,600)	— (—)	— (—)	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	9,050 (9,050)	9,050 (9,050)	— (—)	— (—)	3 (3)

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況等

重要な兼職の状況については、「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、兼職先である法人等と当社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況並びに 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	グエン ヴ タン トウ ン	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回出席し、AIをはじめとした各種プロダクト開発及びプラットフォーム構築に関する専門的な知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	坂本 大典	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回出席し、ソーシャルメディア業界に関する専門的な知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	安原 陽子	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回出席し、また監査役会12回のうち12回出席し、取締役会においては、主に経理実務経験者及び豪州公認会計士としての専門的な知見から議案審議等に必要な発言を適宜行うなど、監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議を行うなど、監査機能を発揮しました。
監査役	西本 俊介	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回出席し、また監査役会12回のうち12回出席し、取締役会においては、主に弁護士としての専門的な知見から議案審議等に必要な発言を適宜行うなど、監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議を行うなど、監査機能を発揮しました。
監査役	古川 賢隆	監査役に就任後、当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回出席し、また監査役会12回のうち12回出席し、取締役会においては、内部統制、内部管理体制、金融機関における情報システム及び情報管理に関する相当程度の知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行うなど、監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議を行うなど、監査機能を発揮しました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

史彩監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	報酬等の額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	18,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的に区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、コンフォート・レター作成業務等の対価を支払っています。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性を高め企業価値向上を進めるため、内部統制システムに関する基本方針及び各種規程を制定し、役職員の責任の明確化を行い、規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を構築しております。当社の内部統制システムに関する基本方針の概要は以下のとおりです。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに業務の適正を確保するために必要な体制

(i) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに業務の適正を確保するため、取締役会は、「取締役会規程」に基づき重要事項について決定するとともに、役員及び従業員に業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。

(ii) 取締役は「業務分掌規程」「職務権限規程」に従い、担当する部署の内部統制を整備し、必要な諸規則の制定及び周知徹底を図るとともに、「企業行動規範」「コンプライアンス規程」等を定め遵守する。

(iii) 取締役は、重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。

(iv) 監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。

(v) 法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「内部通報規程」を定め、社内通報窓口を設置する。当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(i) 取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」ほか社内規則に則り作成、保存、管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとする。

(ii) 「個人情報保護管理規程」等の社内規則に基づき、個人情報の保存及び管理に関する体制を整備する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (i) リスク管理の基礎として定める「コンプライアンス規程」及び「リスク管理規程」に基づき、リスクを横断的に管理する「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
 - (ii) 取締役会等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、リスクの状況を適時に把握、管理する。
 - (iii) 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、リスク管理の実施状況について監査を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (i) 取締役会は権限分配を含めた効率的な業務遂行システムを構築し、職務執行の効率化・迅速化を図る。
 - (ii) 取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務の執行状況について報告を行い、取締役の職務の執行について監視・監督を行う。
 - (iii) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (i) 取締役会は、「取締役会規程」に基づき重要事項について決定するとともに、役員及び従業員に業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。
 - (ii) 「企業行動規範」「コンプライアンス規程」及び「リスク管理規程」を職務遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。
 - (iii) 「内部通報規程」に基づき社内通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
 - (iv) 内部監査担当者は、社内規程に基づき内部監査を実施し、使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
 - (v) 監査役及び監査役会は、法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用

人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (i) 監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、使用人から監査役補助者を任命することができるものとする。
- (ii) 監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
- (iii) 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (i) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならない。
- (ii) 前項により監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (i) 監査役は、取締役会その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べるができる。
- (ii) 代表取締役は、監査役と定期的に意見交換を行う。
- (iii) 監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
- (iv) 監査役は、会計監査人から必要に応じて会計監査の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図る。

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

(i) 監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

(i) 当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。

(ii) 取締役会は、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し、当社の財務報告の信頼性を確保するための基本方針を定める。代表取締役は、「内部統制基本方針書」、「内部統制基本計画書」を定め、財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、不備があれば是正する体制の構築を行う。

(iii) 当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリングを実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

(iv) 当社は、適切な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、「経理規程」等を定めるとともに、財務報告に関わる内部統制の体制整理と有効性向上を図る。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた方針及び体制

(i) 当社は、反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求に対しては断固として拒否することを基本方針とする。

(ii) 健全な業務遂行の確保並びに反社会的勢力の排除および被害の防止を図ることを目的として、「反社会的勢力等排除及び対策規程」を整備する。

(iii) 反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

① 取締役会は社外取締役2名を含む取締役5名で構成されております。取締役会は、原則として毎月1回定期的に開催し、法令及び定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定し、取締役の業務執行状況の報告及び監督を行っております。

ます。また、迅速な意思決定が必要な案件が発生した場合には、適宜、臨時取締役会を開催しております。

取締役会には、監査役が毎回出席し取締役の業務執行の状況を監査しております。

当事業年度におきましては、取締役会を18回開催しております。

② 監査役は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名で構成されております。監査役会を毎月1回定期的に開催しており、重要な事項等が発生した場合は必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では、取締役の意思決定の適法性について意見交換されるほか、監査方針・監査計画等取締役の業務執行の監督及び監査に関する事項の協議・決定を行っております。

監査役は、取締役会への出席、代表取締役との会合、常勤監査役による経営会議その他重要会議への出席、取締役との会合、内部監査への同席等を通じて、取締役との意思疎通を図るとともに、取締役の業務執行全般にわたって監査を実施しております。

当事業年度におきましては、監査役会を12回開催しております。

③ 内部監査担当者は、内部監査計画に従い、当社全部門に対して監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、内部監査担当者を通じて被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで、内部統制の維持・改善を図っております。また、内部監査担当者は監査役と内部監査結果を共有し、適宜情報交換を行っており、効率的な監査が実施できる体制構築に努めております。

④ 当社は、コンプライアンスの遵守、リスク管理体制の構築のために、全社組織や業務に係る社内規程、マニュアルを整備し、それらに沿った運用を行っております。また、代表取締役を委員長として、経営会議メンバー(常勤取締役、常勤監査役、各チームリーダー)が出席するコンプライアンス・リスク委員会を四半期に1度開催しております。同委員会ではコンプライアンス・リスク事案の発生状況等が報告され、情報の共有、意見交換、問題が発生した場合の対応策の協議が行われております。リスク管理については、想定されるリスク及びその兆候について確認し、対応を検討しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題と位置づけております。現時点では、当社は成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業拡大と事業の効率化のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながるかと考えております。このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点においては配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

内部留保資金につきましては、経営基盤の安定化を目的とした財務体質の強化及び事業拡大を継続させるための資金として、有効に活用して参ります。

なお、当社の剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により、毎年11月30日を基準日として中間配当を実施することができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

2024年5月31日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,228,099	流動負債	411,126
現金及び預金	889,757	買掛金	16,325
預け金	79,332	未払金	75,227
売掛金	25,276	未払費用	550
有価証券	215,946	契約負債	173,333
仕掛品	2,318	預り金	3,286
未収入金	792	未払法人税等	96,091
前払費用	10,794	未払消費税等	30,381
前渡金	2,179	コイン引当金	15,931
未収収益	999		
仮払金	702		
固定資産	51,436	負債合計	411,126
有形固定資産	4,726	純資産の部	
工具、器具及び備品	8,070	株主資本	865,238
減価償却累計額	△ 3,344	資本金	1,000
投資その他の資産	46,709	利益剰余金	864,238
差入保証金	1,900	その他利益剰余金	864,238
長期前払費用	717	繰越利益剰余金	864,238
繰延税金資産	44,091	新株予約権	3,170
		純資産合計	868,408
資産合計	1,279,535	負債・純資産合計	1,279,535

損益計算書

自 2023年6月1日
至 2024年5月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		945,278
売 上 原 価		103,924
売 上 総 利 益		841,353
販売費及び一般管理費		490,337
営 業 利 益		351,016
営業外収益		
受 取 利 息	6	
有価証券利息	8,646	
為替差益	23,089	
雑 収 入	908	32,651
経 常 利 益		383,667
特別利益		
新株予約権戻入益	300	300
税 引 前 当 期 純 利 益		383,967
法人税、住民税及び事業税	138,738	
法人税等調整額	△17,925	120,813
当 期 純 利 益		263,154

株主資本等変動計算書

自 2023年6月1日
至 2024年5月31日

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2023年6月1日残高	1,000	-	-	-	601,084	601,084
事業年度中の変動額						
当期純利益					263,154	263,154
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	263,154	263,154
2024年5月31日残高	1,000	-	-	-	864,238	864,238

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
2023年6月1日残高	-	602,084	3,470	605,554
事業年度中の変動額				
当期純利益		263,154		263,154
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△300	△300
事業年度中の変動額合計	-	263,154	△300	262,854
2024年5月31日残高	-	865,238	3,170	868,408

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

当社が運営する SNS「PostPrime」において、プライムクリエイター（当社の審査をクリアした収益機能を利用している一部のユーザー）に対して支払うロイヤリティについて、当事業年度末時点で、将来の対価として見込まれる額を計上しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 4～5年

3. 引当金の計上基準

コイン引当金

当社が運営する SNS「PostPrime」において、登録ユーザーに付与したコインの利用に備えるため、当事業年度末時点で、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) SNS「PostPrime」においてユーザーが有料で投稿を視聴・閲覧できるサービス

当社が運営する SNS「PostPrime」において、ユーザーは無料で文章や画像、音声、動画、ライブ配信を投稿できるとともに、他のユーザー等の投稿を視聴・閲覧することができます。

投稿の視聴・閲覧については、無料で視聴・閲覧できるものと、有料で視聴・閲覧できるものがあります。

ユーザーが有料で視聴・閲覧するためには、一定の期間に対応する料金を支払う必要があり、その支払によって、当社は当該一定の期間にわたりユーザーが有料で投稿を視聴・閲覧できるサービスを提供するという履行義務を負うこととなります。

ユーザーが有料で投稿を視聴・閲覧できるサービスについては、一定の期間にわたり役務を提供しているサービス等であるため、その履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。

(2) SNS「PostPrime」においてユーザーが有料で特典などを受けられることができるサービス

当社が運営する SNS「PostPrime」において、ユーザーは「メンバーシップ」というサービスに申し込むことによって、投稿の視聴・閲覧についてユーザーが有料で視聴・閲覧するための支払にあたり、グレードに応じた割引が受けられる他、ユーザーによる株式指数等に関する予想の投票を集計した結果について、グレードに応じて、より有利な情報を閲覧できるという特典などを受けられます。

「メンバーシップ」は、支払に応じた一定の期間においてユーザーが特典を受けられることができるサービスであり、一定の期間にわたり役務を提供しているサービス等であるため、その履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。

(3) アフィリエイト広告等

当社が運営する SNS「PostPrime」その他において、当社はアフィリエイト広告等によって広告収入を得ています。

アフィリエイト広告とは、広告主がアフィリエイト・サービス・プロバイダー（ASP）と呼ばれる仲介業者を通じて、ウェブメディアの運営者等に対して広告を出稿し、一定の成果条件を達成した場合に成果報酬が支払われるというインターネット広告の一形態です。

当社は、SNS「PostPrime」その他において、アフィリエイト広告の出稿を受けておりますが、一定の成果条件を達成した場合に成果報酬が支払われるという仕組み上、アフィリエイト・サービス・プロバイダー（ASP）等による成果条件達成についての認証等が完了した時点で、履行義務が充足されることから、その履行義務が充足される時点で収益を認識しております。

会計方針の変更に関する注記

電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱いの適用

「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 43 号 2022 年 8 月 26 日 企業会計基準委員会）を当事業年度の期首から適用しており、当該会計方針の変更は、過去の期間のすべてに遡及適用されます。

なお、計算書類に与える影響はありません。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 10,000,000 株
2. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 817,000 株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、会計上は認識していない税務上のソフトウェアによるものであります。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針
当社は、事業に必要な資金は自己資金を充当しております。
資金運用に関しては、資金運用管理規程に基づき、資金運用方針を取締役会で決議し、その範囲内で行うものとしており、余裕資金について上限を設定して、一部を米ドル建ての安全性の高い金融商品で運用しております。
 - (2) 金融商品の内容及びそのリスク
営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
預け金は、そのほとんどが決済サービス会社に対するものであり、当該決済サービス会社の信用リスクに晒されております。
有価証券及び投資有価証券は、資金運用管理規程に基づき、米ドル建ての安全性の高い金融商品で運用しており、満期保有目的の債券と MMF を保有しております。債券については発行体の信用リスクに加えて、金利リスク、市場価格の変動リスクにも晒されており、それら債券等を対象として運用されている MMF も同様のリスクに晒されております。さらに、米ドル建ての債券と MMF であることから、為替の変動リスクにも晒されております。
営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが 2 ヶ月以内の支払期日であります。
営業債務は流動性リスクに晒されております。
 - (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
当社は、営業債権について、取引先別に期日及び残高を管理しており、これにより、各取引先の財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。
 - ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理
有価証券及び投資有価証券について、資金運用管理規程に基づき、取締役会で決議される資金運用方針において、満期保有目的の債券は信用力の高い発行体によるものに限定し、MMF も安全性の高いものに限定することにより、市場リスクの低減を図っております。
また、当該資金運用方針において、余裕資金の中でも、さらに運用額の上限を設定することにより、当社経営への悪影響がある場合でも、その悪影響を一定範囲内に抑えるようにしております。
 - ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社は、適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。
2. 金融商品の時価等に関する事項
貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、預け金、有価証券勘定に含まれる MMF、未収入金、買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等、預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券及び投資有価証券	46,811	46,579	△231
(2) 差入保証金	1,900	1,897	△2
資産計	48,711	48,477	△233

収益認識に関する注記

1. 収益の分解

(単位：千円)

	当事業年度
一時点で充足される履行義務	152,161
一定の期間にわたり役務を提供しているサービス等	793,117
顧客との契約から生じる収益	945,278
その他の収益	—
外部顧客への売上高	945,278

2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社が提供するサービス等のうち、主な収益については以下のとおり認識しております。

(1) SNS「PostPrime」においてユーザーが有料で投稿を視聴・閲覧できるサービス

当社が運営する SNS「PostPrime」において、ユーザーは無料で文章や画像、音声、動画、ライブ配信を投稿できるとともに、他のユーザー等の投稿を視聴・閲覧することができます。

投稿の視聴・閲覧については、無料で視聴・閲覧できるものと、有料で視聴・閲覧できるものがあります。

ユーザーが有料で視聴・閲覧するためには、一定の期間に対応する料金を支払う必要があり、その支払によって、当社は当該一定の期間にわたりユーザーが有料で投稿を視聴・閲覧できるサービスを提供するという履行義務を負うこととなります。

ユーザーが有料で投稿を視聴・閲覧できるサービスについては、一定の期間にわたり役務を提供しているサービス等であるため、その履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。

(2) SNS「PostPrime」においてユーザーが有料で特典などを受けられることができるサービス

当社が運営する SNS「PostPrime」において、ユーザーは「メンバーシップ」というサービスに申し込むことによって、投稿の視聴・閲覧についてユーザーが有料で視聴・閲覧するための支払にあたり、グレードに応じた割引が受けられる他、ユーザーによる株式指数等に関する予想の投票を集計した結果について、グレードに応じて、より有利な情報を閲覧できるという特典などを受けられます。

「メンバーシップ」は、支払に応じた一定の期間においてユーザーが特典を受けられることができるサービスであり、一定の期間にわたり役務を提供しているサービス等であるため、その履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。

(3) アフィリエイト広告等

当社が運営する SNS「PostPrime」その他において、当社はアフィリエイト広告等によって広告収入を得ています。

アフィリエイト広告とは、広告主がアフィリエイト・サービス・プロバイダー（ASP）と呼ばれる仲介業者を通じて、ウェブメディアの運営者等に対して広告を出稿し、一定の成果条件を達成した場合に成果報酬が支払われるというインターネット広告の一形態です。

当社は、SNS「PostPrime」その他において、アフィリエイト広告の出稿を受けておりますが、一定の成果条件を達成した場合に成果報酬が支払われるという仕組み上、アフィリエイト・サービス・プロバイダー（ASP）等による成果条件達成についての認証等が完了した時点で、履行義務が充足されることから、その履行義務が充足される時点で収益を認識しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 86 円 52 銭

1 株当たり当期純利益 26 円 32 銭

当社は、2024 年 1 月 26 日付で普通株式 1 株につき 10 株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

一般募集による新株式の発行

当社は、2024年6月20日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2024年5月17日及び2024年6月3日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2024年6月19日に払込が完了いたしました。

- ① 募集方法 : 一般募集（ブックビルディング方式による募集）
- ② 発行する株式の種類及び数 : 普通株式100,000株
- ③ 発行価格 : 1株につき450円
一般募集はこの価格にて行いました。
- ④ 引受価額 : 1株につき414円
この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受け取った金額であります。
なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- ⑤ 払込金額 : 1株につき365.50円
この金額は会社法上の払込金額であり、2024年6月3日開催の取締役会において決定された金額であります。
- ⑥ 資本組入額 : 1株につき207円
- ⑦ 発行価格の総額 : 45,000千円
- ⑧ 払込金額の総額 : 41,400千円
- ⑨ 資本組入額の総額 : 20,700千円
- ⑩ 払込期日 : 2024年6月19日
- ⑪ 資金の使途 : エンジニア部門、カスタマーサポート部門、管理部門の採用費及び人員増加による人件費に充当する予定であります。

独立監査人の監査報告書

2024年7月18日

PostPrime 株式会社
取締役会御中

史彩監査法人
東京都港区
指定社員 公認会計士 伊藤 肇
業務執行社員
指定社員 公認会計士 本橋 義郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、PostPrime 株式会社の2023年6月1日から2024年5月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年6月1日から2024年5月31日までの第5期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人史彩監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年7月18日

P o s t P r i m e株式会社	監査役会	
常勤監査役（社外監査役）	安原 陽子	印
監査役（社外監査役）	西本 俊介	印
監査役（社外監査役）	古川 賢隆	印

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役報酬総額は、年額1,000万円以内として、2023年8月30日開催の株主総会においてご承認いただき、現在に至っています。この間、経済情勢のみならず、当社の経営環境の変化に伴い、監査役の責務や期待される役割が増大する中、報酬の業界水準等諸般の事情を勘案し、監査役の報酬額を年額1,500万円以内といたしたく改定をお願いするものであります。

なお、現在の監査役は3名（うち社外監査役3名）であります。

以上